



八地生福第639号  
令和2年10月14日

八尾市母子餓死事件調査団

共同代表 井上 英夫 様  
同 尾藤 廣喜 様  
同 矢部 あづさ 様

八尾市長 山本 桂右



2020年9月7日付で提出されました公開質問状について（回答）

平素は、本市の福祉行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
2020年9月7日付で提出されました標記「公開質問状」につきまして、下記の通り回答いたします。

なお、本事案におきましては既にご本人が報道等により特定されていることや、ご遺族の方々の心情への配慮などから、個人に係るご質問にはお答えできかねるものと考えておりますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 第1 八尾市で発生した事件の事実経過について

- 1 時系列表記載の事実経緯に誤りがあれば、具体的にご指摘ください。

（回答）

まず表題等に記載のある「餓死」の文言について、警察による死体検案の結果、その死因について母親は特定に至らず、また長男については低体温症とお伺いしておりますので、文言の修正についてお願いします。

また時系列表の内容につきましては、個人情報に関することや、情報源として新聞記事や友人等からの伝聞によるものが含まれており、確認の回答については2月26日に行った「市報告」についてのみとさせていただきます。

月日	できごと（確認前）	確認後
5月9日	料金滞納により停水（5月10日停水解除）	料金滞納により停水（6月10日停水解除）
7月23日	八尾市生活保護課、転居確認のため訪問	八尾市生活福祉課、転居確認のため訪問

以降、保護課を生活福祉課に修正をお願いします。

- 母子の生活保護の利用状況を明らかにしてください。また、いつ、どのような理由で長男を生活保護から外しましたか。また、その間の長男の生活実態をどのように把握していましたか。

(回答)

母子の生活保護の利用状況につきまして、母親は保護を受給されておられました。ご長男に係る経緯につきましては個人情報に該当するものとして回答は控えさせていただきますが、原則としてご家族の状況につきましては、ケースワーカーが家庭訪問等での面談において、聞き取り等の確認を行っております。

- 2019年3月、5月の料金滞納による給水停止や、同月末の家賃滞納による退去の原因はどのように把握していましたか。母子2人が母親だけの生活保護費で生活していたことが原因となっていたのではありませんか。

(回答)

家賃滞納に係る退去等についての事実の有無を含め、個人のプライバシーに関する事項でもあり回答については控えさせていただきます。なお、給水停止やライフラインの情報については、関係部局と連携をさらに密とし、一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

- 母親が、同年7月5日、最後の居住地へ転居した際、転居費用を支給したのですか。

(回答)

当該ケースにおいて、転居費用の支給の有無につきましては個人情報に関することとなりますので、回答については控えさせていただきますが、一般的には転居の要件に合致するものであれば、ご本人の申請に基づき、適正に支給を行っているところです。

5 上記転居直前、母子が公園で寝泊まりしているところを警察に保護されたことが生活保護利用の契機であったのなら、なぜ母子2人ではなく母親だけの単身世帯として生活保護を再開し、転居費用を支給したのですか。長男の居所、収入についてはどのように聞き取り、把握しておられましたか。

(回答)

質問における事実関係についての回答については、個人情報に当たるものとして回答を控えさせていただきます。また保護受給世帯におけるご家族の状況につきましては、当該ケースにかかわらず一般的には、ご本人からの聞き取り調査などを中心に実態把握に努めているところです。

6 生活保護再開後、母親から毎月2万円の返還金の回収を始めたということですが、何の費用の返還金だったのですか。また、返還決定にあたっての生活保護法上の根拠条文は何条ですか。また、何を根拠に毎月2万円という返還金額を決めたのですか。厚労省が示す返還金の目安額(単身世帯5000円、複数世帯1万円)に照らしても高すぎるとは考えませんでしたか。

(回答)

返還金についてのご質問ですが、個人情報に該当するものでありお答えできないものと考えます。なお、生活保護を適用するにあたり、返還金が生じる場合としては、生活保護法第63条や78条、または民法第703条に基づく返還があり、その取扱いについてはご本人と面談を行い、返済金額やその方法、返済期間などについて双方が合意の上、取り決めをし返還を行っていただいております。また諸般の事情により納付が困難である場合は、その事情をよくお聞きし、あらためて納付金額のご相談もさせていただいているところです。

7 生活保護再開後、母親一人の生活保護費で母子2人が生活していたと考えられますが、その事実は把握していましたか。把握していないとすれば、この間、長男はどこでどのように生活しているか、母親に質問しましたか。八尾市ではどのように認識していましたか。

(回答)

一般的に生活保護を受給されているご家庭につきましては、世帯の状況や扶養義務者の状況について家庭訪問の際などに聞き取り調査を行うなど、実態把握に努めているところです。

8 保護再開後、母親は来庁して生活保護費を受領していたとのことですが、支給日に遅れて来庁することはありましたか。来庁した際に、最低生活費より月2万円低い生活費でどのように生活しているのか、問題は起きていないか、聞き取りや話し合いをしましたか。

(回答)

保護費の受領に関しましては、来庁をいただき支給をさせていただいております。来庁時は担当者がご本人と面談をさせていただき、話し合いをさせていただいております。

9 同年12月26日、1月分の生活保護費の受け取りに来庁しなかったということですが、生活保護費以外に収入の当てがなく、年末年始を過ごすための預貯金があるはずもない(同年7月に保護再開されたばかりで月2万円の返還を行っていれば預貯金をする余裕などないと考えます)母親がこれを受け取りに来ないというのは異常事態です。年末年始を挟むこともあり、不測の事態をも想定して、連絡票投函にとどまらず家主・警察等とも調整するなどして住居に踏み込んで安否確認するのが、母親の生活と生存を守る立場である福祉事務所の通常の対応と考えられます。なぜそのような対応をとらなかったのですか。

また年内最終の開庁日である翌12月27日には何らかの対応をとられましたか。とらなかった場合、その理由について教えてください。

本年6月10日の市議会議事録では、法28条の立ち入り調査権について地域福祉部長は、「住居の中に立ち入る権限まであるものではないと認識しております」と答弁されておりますが、その根拠をお示してください。

(回答)

年末に保護費を受け取りに来ていただけなかったことに関しては、ケースワーカーが家庭訪問を行い、ご本人と何とか連絡を取るため、連絡票を投函したり、扶養義務者への連絡・依頼を行ったところです。また12月27日以降についても、ご本人からの連絡を待ちつつ家庭訪問を行っていたという状況ではあります。今後はより一層、危機管理意識をもって迅速に対応してまいりたいと考えております。

また立ち入り調査権についてですが、基本的には所有者の同意なく、その住居内に立ち入る権限があるものと認識しておりますが、通常ケースワーカー等が家庭訪問調査を行う際は、所有者の承諾のもと立ち入りを行っております。当該事案について、訪問当時は異臭もなく、緊急性を感じられなかったことから無断での立ち入りを行わなかったものです。

10 2020年2月5日、2月分の生活保護費の受取に来庁しなかった際にも、上記同様の安否確認の対応を取らず、2月10日になって自宅訪問して投函するにとどめたのは何故ですか。

(回答)

2月の訪問の際には、これまで施錠されていたご自宅が解錠されていました。こうした状況から、本日はお会いできなかつたとしても、連絡票を投函することによりご本人から連絡をいただき、ご事情を聞かせていただけるものと考えておりました。

11 同年2月18日、1月1日に遡及して「失踪」を理由に保護廃止したということですが、生活保護法上「失踪」という廃止理由はありません。本年6月10日の市議会議事録では、地域福祉部長は、「保護をしている場合に、ケースワーカー等から必要な連絡をしても、連絡が取れない状況が続いて、保護費を受け取れない状況」と答弁していますが、その根拠をお示してください。保護廃止の法律上の根拠は生活保護法何条ですか。また「失踪」を理由とした保護廃止をするにあたって、失踪の事実をどのように確認しましたか。

仮に「転出」による実施責任の消滅（法19条）ということであれば、「転出」の事実を具体的にどのようにして確認したのですか。

また、保護廃止日を「1月1日」とした根拠は何ですか。

(回答)

生活保護を受給されている方が、福祉事務所に事前の連絡がなくその住居や施設、病院等を退去し、その後音信不通となるケースが年間約10件あります。このように、被保護者が事前の申し出もなく、一方的に行方が分からなくなり、連絡が取れない状況に立ち至ったということから、「失踪」ということで廃止の決定をしております。

また、保護廃止についての法律上の根拠ですが、当該事案においては、ケースワーカーによる訪問により連絡を頂けるように努めましたが、ご本人とどうしても連絡が取れないことから、やむを得ず、法第19条第1項に規定する管内の現在地をすることは認められなくなったことを理由に「失踪」による保護廃止決定に至ったというところ です。

なお、1月1日に遡及して廃止決定を行った理由ですが、1月分の生活保護費を受け取られてないため、遡及して廃止とさせていただいたものです。

## 第2 八尾市における生活保護行政全般について

八尾市における過去5年間の以下のデータをご提供ください。

### 1 生活保護行政全般

#### ①保護費総額

年度	生活保護費扶助費決算額
平成26年度	13,408,340,642 円
平成27年度	13,604,122,436 円
平成28年度	13,491,242,153 円
平成29年度	13,779,998,384 円
平成30年度	13,682,549,275 円

#### ②被保護世帯数

年度	世帯数 (各年度3月末現在)
平成27年度	5,657 世帯
平成28年度	5,714 世帯
平成29年度	5,744 世帯
平成30年度	5,797 世帯
令和元年度	5,905 世帯

#### ③被保護人員数

年度	人員数 (各年度3月末現在)
平成27年度	8,092 人
平成28年度	8,030 人
平成29年度	7,923 人
平成30年度	7,809 人
令和元年度	7,819 人

#### ④保護率 (③÷市人口)

年度	保護率 (各年度3月末現在)
平成27年度	30.11‰ (パーミル)
平成28年度	29.96‰
平成29年度	29.67‰
平成30年度	29.29‰
令和元年度	29.40‰

⑤高齢、障害・傷病、母子、その他世帯の各割合

	高齢	障害	傷病	母子	その他
平成27年度	2,953(52.2%)	689(12.2%)	576(10.2%)	661(11.7%)	772(13.6%)
平成28年度	3,081(53.9%)	678(11.9%)	544(9.5%)	629((11.0%)	778(13.6%)
平成29年度	3,170(55.2%)	718(12.5%)	541(9.4%)	567(9.9%)	745(13.0%)
平成30年度	3,229(55.7%)	748(12.9%)	539(9.3%)	506(8.7%)	773(13.3%)
令和元年度	3,358(56.9%)	794(13.4%)	535(9.1%)	484(8.2%)	731(12.4%)

⑥相談件数

年度	相談件数
平成 27 年度	2,122 件
平成 28 年度	1,957 件
平成 29 年度	1,656 件
平成 30 年度	1,873 件
令和元年度	1,996 件

⑦申請件数

年度	件数
平成 27 年度	754 件
平成 28 年度	739 件
平成 29 年度	691 件
平成 30 年度	785 件
令和元年度	740 件

⑧申請率 (⑦÷⑥)

年度	申請率 (%)
平成 27 年度	35.5%
平成 28 年度	37.8%
平成 29 年度	41.7%
平成 30 年度	41.9%
令和元年度	37.1%

⑨開始件数

年度	件数
平成 27 年度	739 件
平成 28 年度	709 件
平成 29 年度	668 件
平成 30 年度	746 件
令和元年度	727 件

⑩開始率 (⑨÷⑥)

年度	開始率 (%)
平成 27 年度	34.8%
平成 28 年度	36.2%
平成 29 年度	40.3%
平成 30 年度	39.8%
令和元年度	36.4%

⑪ 法定期間内における決定件数等

	14日以内決定数	30日以内決定数	30日以上
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			

⑫ 文書による指導指示件数、それに基づく廃止処分の件数

	文書指示件数	廃止件数
平成 27 年度	11 件	1 件
平成 28 年度	10 件	2 件
平成 29 年度	4 件	0 件
平成 30 年度	8 件	4 件
令和元年度	13 件	0 件



⑬ 廃止件数

	廃止件数
平成 27 年度	655 件
平成 28 年度	644 件
平成 29 年度	643 件
平成 30 年度	685 件
令和元年度	634 件

⑭ 廃止理由の内訳、内訳別件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
傷病治癒	0	2	3
死亡	234	250	256
失踪	11	10	10
就労収入の増加、取得	7	30	53
働き手の転入	17	6	7
社会保障給付金の増加	10	8	6
仕送り等の増加	1	5	1
親類縁者等の引取	30	27	19
施設入所	0	7	2
医療費の他法負担	2	6	3
ケース移管	96	124	82
その他	235	210	192

\* その他が多い理由・・・廃止の状況の内訳については、大阪府による施行事務監査における統計資料に基づいて作成しており、その他項目の内容についてもこれにもとづいております。

\* その他の事由

- ・辞退
- ・他市への転出
- ・手持ち金の増
- ・逮捕・拘禁
- ・葬祭扶助の実施
- ・ケース合併
- ・最生費の減少

## 2 職員体制について

### ①生活保護査察指導員、ケースワーカーの各人数

	ケースワーカー	査察指導員
平成28年度	47	6
平成29年度	47	6
平成30年度	46	6
平成31年度	45	6
令和2年度	46	6

### ② 資格取得者の状況

#### 令和2年度の資格取得者の状況

	査察指導員	ケースワーカー
社会福祉主事	6	46
社会福祉士	0	3
精神保健福祉士	不明	不明
臨床心理士	0	1

### ③生活保護経験年数

ケースワーカー46名、査察指導員6名 合計52名

1年未満 ……9人

1年以上3年未満……8人

3年以上 ……35人

### ④ケースワーカー1人当たりのケース数

	ケースワーカー数	被保護世帯数	1人当たりケース数
平成28年4月	47	5,657	120
平成29年4月	47	5,714	121
平成30年4月	46	5,744	124
平成31年4月	45	5,797	128
令和2年4月	46	5,905	128

⑤職員全体の男女比率と生活保護担当部署職員の男女比率

(職員全体)

年度	職員総合計	男性数(比率)	女性数(比率)
平成28年度	2,344 人	1,425(60.8)	919(39.2)
平成29年度	2,332 人	1,410(60.5)	922(39.5)
平成30年度	2,362 人	1,401(59.3)	961(40.7)
令和元年度	2,356 人	1,396(59.3)	960(40.7)
令和2年度	2,388 人	1,416(59.3)	972(40.7)

(各年4月1日)

(生活保護職員 (査察指導員・ケースワーカー))

年度	査察指導員・CW 合計	男性数(比率)	女性数(比率)
平成30年度	52 人	30(57.7)	22(42.3)
令和元年度	51 人	29(56.9)	22(43.1)
令和2年度	52 人	30(57.7)	22(42.3)

⑥生活保護担当職員に対して行った研修の具体的な内容

【生活福祉課 職場内研修】

- 平成 28 年度 保護の実施要領研究：4 回実施（講師：職場研修担当）  
自転車保険について（講師：保険代理店）
- 平成 29 年度 ケアプランの見方について（講師：高齢介護課）  
保護の実施要領研究：2 回実施（講師：職場研修担当）  
年金制度について（講師：年金相談員）  
面接相談について：2 回実施（講師：職場研修担当）
- 平成 30 年度 ケアプランの見方について（講師：高齢介護課）  
保護の実施要領研究：2 回実施（講師：職場研修担当）  
面接相談について：2 回実施（講師：職場研修担当）  
生活困窮者支援について（講師：社会福祉協議会）  
ジェネリック医薬品について（講師：薬剤師会）  
行政文書の作成について（講師：職場研修担当）
- 令和元年度 ケアプランの見方について（講師：高齢介護課）  
保護の実施要領研究：2 回実施（講師：職場研修担当）  
面接相談について：2 回実施（講師：職場研修担当）  
行政文書の作成について（講師：職場研修担当）  
地域活動支援センターの活用等について：2 回実施  
（講師：支援センター「ちのくらぶ」）